

【個別ガイドライン】

男女共同参画学協会連絡会第2回大規模アンケートデータの利用と管理に関する ガイドライン 連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを利用する場合

男女共同参画学協会連絡会

男女共同参画学協会連絡会（以下連絡会と略す）第2回大規模アンケートデータの利用のうち、連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを利用する場合について、利用と管理に関するガイドラインを以下のように定める。

なお、データベースの利用と管理に当たっては、著作権法および個人情報保護法に従い、適正に扱う。

（データベースの定義）

1. 本ガイドラインのデータベースとは、2007年に連絡会が第2回大規模アンケート回答データをエクセル表にまとめたものを指す。

（個人情報推定の禁止）

2. 全てのデータベース利用者は、データ分析に当たっては、統計データとして扱い、個人を特定してはならない。

（データベースの利用）

3. 本ガイドラインによるデータベースの利用の範囲は、データ分析を目的とする次の場合に限定される。

連絡会に所属する各学協会が所属学会に関するデータを利用する場合（オブザーバーも含む）

（利用申請の方法）

4. 1) 利用を希望する各学協会は、データ管理責任者を指名し、3)の誓約書を添えて男女共同参画学協会連絡会事務局に届け出る。

2) データベースを利用しようとするもの（以下利用者と略す）は、次に掲げる事項を所属する学協会に届け、承諾を経て利用する。

- ①データベース利用者名
- ②所属
- ③連絡先

【個別ガイドライン】

④利用するデータベースの範囲

⑤利用目的

⑥公表の方法と範囲

⑦著作権に関する取り扱い

3) データ管理責任者および利用者は本ガイドラインおよび男女共同参画学協会連絡会個人情報保護方針を守ることを誓約する。

(データの取り扱い)

5.

1) データ管理責任者は利用者のデータの取り扱いを記録し、各学協会としての責任をもつ。

2) データ管理責任者および利用者は、電子メールでのデータの授受、保管、電子機器の管理にあたっては、第三者への遺漏のないように、責任をもって管理する。

(利用結果の報告)

6. データベース利用者は、利用の結果を公表前に利用許諾を実施した所属学協会に報告する。

(著作権の帰属とデータベースの譲渡・貸与)

7.

各学協会が所属学会に関するデータのうち、データベースの部分を構成する数値データもしくは著作物の一方、または当該数値データと当該著作物の両方を利用して作成した二次的なデータおよび報告書その他の二次的著作物に関し新たに生じた著作権はその各学協会の判断に委ねる。

また、データベースの一部またはそれを利用して加工されたデータを、第4条2)に基づき各学協会によって許諾された利用目的および公表方法と範囲を超えて、各学協会の許可なくして、許諾された利用者以外へ譲渡および貸与することを禁じる。

ただし、既に公開している平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会(2008)の著作権については別途「平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会(2008)報告書利用ガイドライン」で扱う。

(データベースの引用)

8. データベースの引用例は以下の通り。

【個別ガイドライン】

・引用部分に「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」男女共同参画学協会連絡会（2008）を表示する。

・引用文献を掲載する場合の情報

平成19年度「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」

男女共同参画学協会連絡会（2008）

男女共同参画学協会連絡会ホームページ

<http://annex.jsap.or.jp/renrakukai/>

（利用の取り消し）

9. 利用許可を実施した各学協会は、許諾を得る際に明らかにされた利用条件に違反することを発見、認識したときは、許諾を取消し、あるいは違反状態の解消のため必要な措置を執ることができる。

（苦情窓口）

10. 本件に関する苦情窓口は利用許可を実施した各学協会とする。

（付記）

1. 平成21年7月31日より施行

2. 本ガイドラインに基づくデータベースの利用については、複数の学協会にまたがること
ってはならない。